昭和村コロナ禍対応事業者応援助成金

「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組を普及させるため、店舗等において消費者等と接する機会の多い中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、営業継続・再開に向けて導入する感染症拡大防止対策に必要な経費を支援します。

受付期間

令和２年

８月３日（月）～１０月３０日（金）（消印有効）

助成金額

令和２年２月以降から申請日までに支払った対象事業の経費

１事業者あたり上限１０万円　※千円未満切捨

※予算の範囲内の助成となりますので、ご留意ください。
受付期間内であっても予算を超えた場合は、終了となります。

交付対象者

次の（１）～（７）のすべての要件を満たす中小事業者

（１）村内に本店又は主たる事業所（支店、フランチャイズ店を除く）を置いている中小企業若しくは個人事業主又は村内に住民登録（令和２年４月１日時点）をしている個人事業主。
（２）製造業、飲食業、小売業、農業など幅広い業種で、事業収入を得ている中小企業・その他法人・個人事業主の方。
（３）新しい生活様式に対応した取り組みとして、令和２年２月以降２万円以上の経費を支出していること。
（４）申請日時点で事業を行っており、今後も継続する予定であること。
（５）昭和村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
（６）宗教上の組織若しくは団体でないこと。
（７）村税を滞納していないこと（徴収が猶予されているものは除く。）

交付対象

ア　感染予防のための事業
　事業所、店舗等の消毒、マスク、ゴム手袋、消毒液、空気清浄機などの購入等
イ　売上向上、消費喚起のための事業
　デリバリーやテイクアウトの導入、ウェブ作成・広告等
ウ　新しい生活様式に対応した新たなビジネス展開のための事業
　テレワークやオンライン会議システム導入等、キャッシュレス対応等の整備等

※すでに購入された経費も対象

注意事項

・同事業で別の同様の助成金を受けている場合は、対象外です。

申請方法

申請書類

申請様式は、昭和村ホームページ内の検索バーに「昭和村コロナ禍対応事業者応援助成金」と入力のうえ該当ページからダウンロードするか、昭和村役場産業課又は昭和村商工会から取り寄せてください。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、可能な限り郵送による申請をお願いします。
商工会で相談及び申請が可能ですが、予約制となっておりますので、お電話でご予約ください。

1　昭和村コロナ禍対応事業者応援助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）	村HPからダウンロード可
2　申請書類チェックリスト	

3　経費の支払いが分かる書類の写し　※２万円以上
支払領収書の写し、通帳の写し（支払先と金額が分かる部分）
クレジットカード明細表の写し、振込控書の写し（振込先と金額が分かる部分）など

4　直近の確定申告等の写し
※昭和村経営支援助成金申請済みの場合は省略できます。
【中小企業等】別表一、法人事業概況説明書
【個人事業主】青色申告：確定申告書第一表、所得税青色申告決算書（月別売上記載）
白色申告：確定申告書第一表、月別売上が確認できる資料
・確定申告の義務がない場合は、「村民税の申告書類の写し」。
・確定申告が完了していない場合は、「前々年の確定申告書類」又は「村民税の申告書類の写し」。
※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること。
e-Taxを通じて申告を行っている場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」、「受付番号」の記載のあるもの。

5　事業拠点・事業内容が分かる書類
※昭和村経営支援助成金申請済みの場合は省略できます。
【中小企業等】会社概要、登記事項証明書の写しなど
【個人事業主】開業届の写し、パンフレットなど

6　申請者名義の通帳の写し
※昭和村経営支援助成金申請済みの場合は省略できます。
振込先の通帳を開いた１・２ページ

7　本人確認書類（個人事業主のみ）
※昭和村経営支援助成金申請済みの場合は省略できます。
運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し

※申請書を郵送する際、切り取って封筒にお張り下さい。

〒379-1298
昭和村大字糸井４０３－１
昭和村商工会

【昭和村コロナ禍対応事業者応援助成金】
申請書類在中

キリトリ✂

申請先・お問い合わせ
昭和村商工会　昭和村大字糸井403-1

☎０２７８－２３－２９１８
受付時間：平日９：００～１７：００